

## 随意契約及び比較見積省略理由書

本工事は、原子力施設周辺の環境放射線を常時監視している観測局の非常用発電機軽油タンクに液面計を設置するものです。観測局は地域住民の健康と安全の確保に資するため、原子力施設の周辺に設置しており、地震等の災害発生時において、放射線量の状況を把握するための非常に重要な施設です。

過年度工事にて停電時にも継続して放射線を監視できるように観測局の非常用発電機軽油タンクの増設工事を行いました。軽油タンク設置後に消防本部と協議したところ、本タンクの使用には液面計の設置が必要との指摘を受けたため使用を開始せず、その後消防本部との協議が整ったことから、本工事にて液面計の設置を行うものです。

本工事にて液面計を設置し消防本部の検査を経た後、軽油タンクの使用を開始し機能確認を行うことから、本工事をタンクの施工者以外の者に施工させた場合、送油不良等の不具合が発生した際の責任所在が不明確になるため、本工事を履行するのは軽油タンクを設置した株式会社日創テックが適切です。

以上のことから、本件は地方自治法施行例第 167 条の 2 第 1 項 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、同社から見積書を徴したところ価格は妥当と考えられることから、同社と随意契約を締結することとし、財務規則運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積書を省略する。